

大阪広域環境施設組合条例第4号

管理者の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

管理者の専決処分事項に関する条例（平成27年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3号中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の管理者の専決処分事項に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。